

発行日：平成 22 年 9 月 10 日（金）

# ニュースレター

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5215-1831 FAX03-5215-1381

## 今月のテーマ 雇用保険の適用範囲拡大と 時効の緩和

平成 22 年 4 月 1 日に雇用保険法が改正され、これまで加入対象とならなかった労働者についても加入できるよう適用範囲の拡大が図られています。また、加入手続きが行われていなかった場合の被保険者期間の遡及期間が、条件を満たした場合、従来の時効である 2 年を超えてさかのぼれることとなります。

### 改正点とその内容

#### 1. 雇用保険の適用範囲拡大

平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 4 月 1 日以降
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6 ヶ月以上の雇用見込みがあること</li><li>・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>31 日以上</b>の雇用見込みがあること</li><li>・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること</li></ul>

改正により、31 日以上雇用の見込みがあれば、週 20 時間以上働く労働者は、雇用保険に加入することとなります。雇用期間が 31 日未満の雇用契約を結んでいる場合でも、次のいずれかに該当する場合は 31 日以上雇用見込みがあることとなります。

- ・ 雇用契約書に更新する旨の記載があり、31 日未満で雇用契約を終了する記載がない。
- ・ 雇用契約書に更新の記載はないが、同様の雇用契約により雇われた労働者において 31 日以上雇用された実績がある。

なお、注意したいのは 4 月 1 日以降に新たに雇用する労働者だけでなく、現在雇用している労働者も対象になるという点です。現在雇用している労働者が 4 月 1 日以後、31 日以上雇用見込みがある場合には雇用保険の加入手続きが必要となります。

（例）3 月 1 日から 3 ヶ月の契約で週 5 日働いている A さんは、改正前は雇用保険適用外でしたが、4 月 1 日からは加入対象者となるため、4 月 1 日を資格取得日として加入手続きが必要です。

これを機会に現在雇用している労働者について、次の点について確認をされてはいかがでしょうか。

- 加入の要件を満たしている労働者において、加入漏れがないか
- 雇用保険料を天引きしている労働者について加入漏れがないか
- 雇用保険料は正しい金額で控除されているか
- 資格取得日と入社日は一致しているか

#### 2. 被保険者期間の遡及期間の延長

現 状	平成 22 年 3 月 31 日から 9 ヶ月以内に施行予定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保険者であったことが確認された日から 2 年前まで</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保険者であったことが確認された日から 2 年前まで（原則）</li><li>・ <b>事業主から雇用保険料が天引きされていた事実が確認できる書類を添付した場合、2 年を超えて遡及可能</b></li></ul>

雇用保険料が給与より控除されていたにもかかわらず、加入の手続きが行われていなかった労働者にとっては、2 年を超えて被保険者期間をさかのぼることにより、受け取れる失業給付の日数が多くなる可能性が高まります。これは、加入期間に応じて受給期間が決定されるためです。なお、雇用保険料が控除されていたことの確認資料として、給与明細、賃金台帳があげられます。

本内容に関するお問い合わせは 中島・高澤まで